

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合管理者、副管理者及び議会議員の報酬、費用弁償及び旅費に関する条例

昭和54年6月21日  
組 合 条 例 第 4 号

改正 昭和55年3月24日組合条例第15号 昭和56年3月11日組合条例第19号 昭和57年4月1日組合条例第25号  
昭和63年12月27日組合条例第36号 平成7年3月30日組合条例第48号 平成17年3月18日組合条例第  
74号 平成19年3月30日組合条例第83号

(趣旨)

第1条 本組合の管理者、副管理者及び議会議員の報酬、費用弁償及び旅費について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 管理者、副管理者、収入役及び議会議員の報酬は次の表のとおりとする。

区 分	金 額	区 分	金 額
管 理 者	32,000円	議 長	29,000円
副 管 理 者	30,000円	副 議 長	27,000円
		議 員	25,000円

(費用弁償及び旅費)

第3条 費用弁償及び旅費の支給については、美咲町の関係条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年3月24日組合条例第15号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月11日組合条例第19号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日組合条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月27日組合条例第36号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月30日組合条例第48号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月18日組合条例第74号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年3月22日から適用する。

附 則(平成19年3月30日組合条例第83号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。